## 第205期定時株主総会 招集ご通知に際しての インターネット開示事項

> 株主資本等変動計算書………


個別注記表 …．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 2 ～ 8 ページ
連結株主資本等変動計算書．．．．．．
9 ページ
連結注記表
$10 \sim 24$
ページ $\left[\begin{array}{l}\text { 平成 } 27 \text { 年 } 4 \text { 月 } \\ \text { 平洔成 } 28 \text { 年 } 3 \text { 月 } 31 \text { 日まで }\end{array}\right]$

## 株式会社 第 四 銀行

[^0]

|  | 株 |  |  |  | 主 | 本 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 資本金 | 本 剰 |  | 余 金 | 利 益 | 剰 | 余 金 | 自己株式 | $\begin{array}{llll} \hline \text { 株 } & \text { 主 } & \text { 資 } & \text { 本 } \\ \text { 合 } & & & \text { 計 } \end{array}$ |
|  |  | 資本準備金 | その他資本剰 余 金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 |  | 利 益 剰 余 金 <br> 計 |  |  |
| 当 期 首 残 高 | 32，776 | 18， 635 | － | 18，635 | 25，510 | 153， 317 | 178， 828 | $\triangle 2,929$ | 227， 311 |
| 当 期 変 動 額 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 剰余金 の配当 |  |  |  |  |  | $\triangle 2,931$ | $\triangle 2,931$ |  | $\triangle 2,931$ |
| 当 期 純 利 益 |  |  |  |  |  | 14，228 | 14，228 |  | 14，228 |
| 自己株式の取得 |  |  |  |  |  |  |  | $\triangle 7,978$ | $\triangle 7,978$ |
| 自己株式の処分 |  |  | 835 | 835 |  |  |  | 4，130 | 4， 965 |
| 土地再評価差額金の |  |  |  |  |  | 67 | 67 |  | 67 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | － | 835 | 835 | － | 11，364 | 11，364 | $\triangle 3,848$ | 8， 350 |
| 当 期 末 残 高 | 32， 776 | 18， 635 | 835 | 19，470 | 25，510 | 164， 681 | 190， 192 | $\triangle 6,777$ | 235， 662 |


|  | 評 価－換 算 差 額 等 |  |  |  | 新株予約権 | 純資産合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | そ の 他 <br> 有 価 証 <br> 券   <br> 評 価 差額 金 | $\left\lvert\, \begin{array}{l\|l\|l\|} \mid \text { 繰 延ヘッジ } \\ \text { \|損 } & \text { 益 } \end{array}\right.$ | 土地再評価差 額 金 | 評 価 • 換 算差額等 合 計 |  |  |
| 当 期 首 残 高 | 68，391 | $\triangle 397$ | 6，709 | 74， 703 | 403 | 302， 419 |
| 当 期 変 動 額 |  |  |  |  |  |  |
| 剰 余 金 の配当 |  |  |  |  |  | $\triangle 2,931$ |
| 当 期 純 利 益 |  |  |  |  |  | 14，228 |
| 自己株式の取得 |  |  |  |  |  | $\triangle 7,978$ |
| 自己株式の処分 |  |  |  |  |  | 4， 965 |
| 土地再評価差額金の |  |  |  |  |  | 67 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | $\triangle 13,450$ | $\triangle 25$ | 222 | $\triangle 13,253$ | 104 | $\triangle 13,148$ |
| 当 期 変 動 額 合 計 | $\triangle 13,450$ | $\triangle 25$ | 222 | $\triangle 13,253$ | 104 | $\triangle 4,797$ |
| 当 期 末 残 高 | 54， 941 | $\triangle 422$ | 6，931 | 61，450 | 508 | 297， 622 |

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は，時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は，満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法），子会社•子法人等株式については移動平均法による原価法，その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定），ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものに ついては移動平均法による原価法により行っております。
なお，その他有価証券の評価差額については，全部純資産直入法により処理しております。
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は，時価法により行っております。
4．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は，定率法を採用しております。また，主な耐用年数は次のとおりであります。

$$
\begin{array}{ll}
\text { 建 物 } & 10 \text { 年~50年 } \\
\text { その他 } & 2 \text { 年~20年 }
\end{array}
$$

（2）無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は，定額法により償却しております。なお，自社利用のソフトウェアについては，行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は，リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお，残存価額については，リース契約上に残価保証の取決 めがあるものは当該残価保証額とし，それ以外のものは零としております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準外貨建資産•負債は，決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6．引当金の計上基準
（1）貸倒引当金
貸倒引当金は，予め定めている償却•引当基準に則り，次のとおり計上しております。
破産，特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下，「破綻先」といら。）に係る債権及びそれ と同等の状況にある債務者（以下，「実質破綻先」という。）に係る債権については，以下のなお書きに記載されてい る直接減額後の帳簿価額から，担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額を計上しております。また，現在は経営破綻の状況にないが，今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 に係る債権については，債権額から，担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額 のうち，債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については，過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上して おります。

すべての債権は，資産の自己查定基準に基づき，営業関連部署が資産査定を実施し，当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお，破綻先及び実質破綻先に対する担保•保証付債権等については，債権額から担保の評価額及び保証に よる回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており，その金額は 12，163百万円であります。
（2）役員賞与引当金
役員賞与引当金は，役員への賞与の支払いに備えるため，役員に対する賞与の支給見込額のうち，当事業年度に帰属する額を計上しております。
（3）退職給付引当金
退職給付引当金（含む前払年金費用）は，従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき，必要額を計上しております。また，退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお，過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

$$
\begin{array}{ll}
\text { 過去勤務費用 } & \text { その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数 (10 年) による } \\
\text { 数理計算上の差異 } & \text { 定額法により損益処理 } \\
& \text { 各事業年度の発生時の従業員の平均残存務期間内の一定の年数 (10 } \\
& \text { 年)による定額法により按分した額を, それぞれ発生の翌事業年度から損益 } \\
\text { 処理 }
\end{array}
$$

（4）睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は，負債計上を中止した預金について，預金者からの払戻請求に備えるため，将来 の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
（5）偶発損失引当金
偶発損失引当金は，他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し，将来発生する可能性のある損失を見積り，必要と認められる額を計上しております。
7．ヘッジ会計の方法
（1）金利リスク・ヘッジ
金融資産•負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は，「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13日。以下，「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価 の方法については，相場変動を相殺するヘッジについて，ヘッジ対象となる預金•貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また，キャッシュ・フローを固定するヘッジについては，ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をし ております。
（2）為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産•負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は，「銀行業における外貨建取引等 の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年7月29日。以下，「業種別監査委員会報告第 25 号」といら。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については，外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし，ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨 ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
なお，一部の資産•負債については，繰延ヘッジ，あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
8．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下，「消費税等」という。）の会計処理は，税抜方式によっております。ただし，有形固定資産に係る控除対象外消費税等は，当事業年度の費用に計上しております。
9．退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は，連結計算書類に おけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準 」等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下，「企業結合会計基準」といら。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下，「事業分離等会計基準」と いら。）等を，当事業年度から適用し，取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。 また，当事業年度の期首以後実施される企業結合については，暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。
企業結合会計基準等の適用については，企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項
（4）に定める経過的な取扱いに従っており，当事業年度の期首時点から将来にわたつて適用しております。 なお，当事業年度において，計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

## 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）
従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引については，連結注記表「追加情報（従業員等に信託を通 じて自社の株式を交付する取引）」に同一の内容を記載しているため，注記を省略しております。

## 注記事項

（貸借対照表関係）
1．関係会社の株式及び出資金総額 7，081百万円
2．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が，国債に 10，029 百万円含まれておりま す。
3．貸出金のらち，破綻先債権額は 1，209 百万円，延滞債権額は 50,631 百万円であります。
なお，破綻先債権とは，元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下，「未収利息不計上貸出金」という。）のらち，法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号の イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また，延滞債権とは，未収利息不計上貸出金であって，破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4．貸出金のらち， 3 カ月以上延滞債権額は 150 百万円であります。
なお， 3 カ月以上延滞債権とは，元本又は利息の支払が，約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5．貸出金のうち，貸出条件緩和債権額は 4,220 百万円であります。 なお，貸出条件緩和債権とは，債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払猶予，元本の返済猶予，債権放葉その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権，延滞債権及び 3 力月以上延滞債権に該当しないものであります。
6．破綻先債権額，延滞債権額，3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 56,212 百万円でありま す。
なお，上記3．から6．に掲げた債権額は，貸倒引当金控除前の金額であります。
7．手形割引は，「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受 け入れた商業手形及び買入外国為替等は，売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しております が，その額面金額は，14，726百万円であります。
8．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券
504，525百万円
担保資産に対応する債務
預金 73，601百万円
債券貸借取引受入担保金 192，047百万円
借用金
184，465百万円
上記のほか，為替決済，短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として，商品有価証券 20 百万円及び有価証券 37，546百万円を差し入れております。
また，その他の資産には，保証金 1，086百万円が含まれております。
9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は，顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に，契約上規定された条件について違反がない限り，一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は，1，101，301 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが $1,070,907$ 百万円あります。

なお，これらの契約の多くは，融資実行されずに終了するものであるため，融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには，金融情勢の変化，債権 の保全及びその他相当の事由があるときは，当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をす ることができる旨の条項が付けられております。また，契約時において必要に応じて不動産•有価証券等の担保を徴求するほか，契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し，必要に応じて契約の見直し，与信保全上の措置等を講じております。
10．土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき，事業用の土地の再評価を行い，評価差額については，当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し，こ れを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

平成 10 年 3 月 31 日
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官

が定めて公表した方法に基づいて（奥行価格補正等）合理的な調整を行って算出。
同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
11．有形固定資産の減価償却累計額 52，974 百万円
12．有形固定資産の圧縮記帳額 7，552 百万円（当事業年度圧縮記帳額 872 百万円）
13．「有価証券」中の社債のうち，有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 64,170 百万円であります。
14．関係会社に対する金銭債権総額 23，140百万円
15．関係会社に対する金銭債務総額 18，865百万円

## （損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 178百万円
役務取引等に係る収益総額 387 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額
69 百万円
その他の取引に係る収益総額
一百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額
2 百万円
役務取引等に係る費用総額
その他業務・その他経常取引に係る費用総額
その他の取引に係る費用総額
関連当事者との取引で記載すべき重要なものはありません。

2．当事業年度において，以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
新潟県内

| 区分 | 営業用 |
| :--- | :--- |
| 営業用店舗等 7 件 |  |
| 主な用途 | 土地建物等 |
| 種類 | 103 百万円 |
| 減損損失 | 所有 |
| 区分 | 遊休坆産等 8 件 |
| 主な用途 | 土地建物等 |
| 種類 | 8 百万円 |
| 減損損失 |  |

これらの営業用店舗等は，営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により，帳簿価額を回収可能価額ま で減額し，当該減少額を減損損失額（111百万円）として特別損失に計上しております。
資産のグルーピングの方針は，次のとおりであります。管理会計上の最小区分である営業店単位で原則グルーピ ングを行っております。また，処分予定資産及び遊休資産等につきましては，各資産単位でグルーピングを行って おります。銀行全体に関連する資産である本部，事務センター及び厚生施設等につきましては，共用資産としてお ります。
なお，当事業年度の資産グループの回収可能価額は正味売却価額としており，主として不動産鑑定評価基準等 に基づき算定しております。
（株主資本等変動計算書関係）
1．自己株式の種類及び株式数に関する事項
（単位：千株）

|  | 当事業年度期首当事業年度増加 <br> 株式数 | 当事業年度減少 <br> 株式数 | 当事業年度末 <br> 株式数 | 摘要 |  |
| :---: | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 自己株式 |  |  |  |  |  |
| 普通株式 | 8,602 | 16,077 | 9,946 | 14,733 | （注） $1,2, ~ 3$ |
| 合計 | 8,602 | 16,077 | 9,946 | 14,733 |  |

（注）1 普通株式の自己株式の当事業年度期首株式数は，職員持株会専用信託が保有する当行株式 1，950 千株と当行保有株式 6，652 千株の合計であります。
2 普通株式の自己株式の当事業年度末株式数は，職員持株会専用信託が保有する当行株式 2，299 千株と

当行保有株式 12,434 千株の合計であります。
3 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加
13，450 千株
職員持株会専用信託による当行株式の取得による増加
単元未満株式の買取請求による増加
普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
連結子会社の完全子会社化に伴ら株式交換による減少
職員持株会専用信託による当行株式の売却による減少
ストック・オプションの権利行使による譲渡
単元未満株式の買増請求による減少

2，569 千株
58 千株

7，644 千株
2，220 千株
79 千株
3 千株

2．「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが，その内訳は次のとおりであります。

当事業年度期首残高
固定資産圧縮積立金
別途積立金
繰越利益剰余金

696 百万円
129，334百万円
23，286百万円

当事業年度変動額

$$
\triangle 4 \text { 百万円 }
$$

11，000百万円
369 百万円

当事業年度末残高
691 百万円
140，334 百万円
23，655百万円
（有価証券関係）
貸借対照表の「国債」，「地方債」，「社債」，「株式」「その他の証券」のほか，「商品国債」，「商品地方債」，「買入金銭債権」中の信託受益権，並びに「その他資産」中の一部が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 当事業年度の損益に含まれた <br> 評価差額（百万円） |
| :--- | :--- |
| 売買目的有価証券 |  |

2．満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 種類 | 貸借対照表計 上 額 （百万円） | $\begin{aligned} & \text { 時 価 } \\ & \text { (百万円) } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 差 額 } \\ & \text { (百万円) } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 時価が貸借対照表計上額を超 えるもの | 国債 | 72，093 | 76，622 | 4，529 |
|  | 地方債 | － | － | － |
|  | 社債 | 5，153 | 5，221 | 68 |
|  | 小計 | 77，246 | 81，843 | 4，597 |
| 時価が貸借対照表計上額を超 えないもの | 国債 | － | － | － |
|  | 地方債 | － | － | － |
|  | 社債 | 430 | 424 | $\triangle 5$ |
|  | 小計 | 430 | 424 | $\triangle 5$ |
| 合計 |  | 77，676 | 82，268 | 4，591 |

3．子会社•子法人等株式及び関連法人等株式（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 貸借対照表計上額 <br> （百万円） |
| :--- | :--- |
| 子会社•子法人等株式 | 6,468 |

（注）上記については，市場価格がありません。したがって，時価を把握することが極めて困難と認められる ものであります。

4．その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 種類 | 貸借対照表計上額 <br> （百万円） | 取得原価 （百万円） | $\begin{gathered} \hline \text { 差額 } \\ \text { (百万円) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 86，140 | 45，536 | 40，603 |
|  | 債券 | 1，143，123 | 1，112，271 | 30，852 |
|  | 国債 | 815，094 | 792，122 | 22，971 |
|  | 地方債 | 159，940 | 155，011 | 4，929 |
|  | 社債 | 168，088 | 165，137 | 2，951 |
|  | その他 | 355，118 | 343，234 | 11，884 |
|  | 小計 | 1，584，382 | 1，501，042 | 83，340 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないも の | 株式 | 16，608 | 19，411 | $\triangle 2,803$ |
|  | 債券 | 16，796 | 16，997 | $\triangle 200$ |
|  | 国債 | － | － | － |
|  | 地方債 | 5，726 | 5，727 | $\triangle 0$ |
|  | 社債 | 11，069 | 11，270 | $\triangle 200$ |
|  | その他 | 78，994 | 80，983 | $\triangle 1,989$ |
|  | 小計 | 112，399 | 117，392 | $\triangle 4,992$ |
| 合計 |  | 1，696，781 | 1，618，434 | 78，347 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

|  | 貸借対照表計上額 <br> （百万円） |  |
| :--- | ---: | :---: |
| 株式 | 2,474 |  |
| その他 | 1,091 |  |
| 合計 | 3,566 |  |

これらについては，市場価格がなく，時価を把握することが極めて困難と認められることから，上表の「そ の他有価証券」には含めておりません。
なお，当事業年度において，株式について 41 百万円減損処理を行つております。
5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）該当ありません。
6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

|  | 売却額 <br> （百万円） | 売却益の合計額 <br> （百万円） | 売却損の合計額 <br> （百万円） |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| 株式 | 24,740 | 2,174 | 1,049 |
| 債券 | 52,764 | 775 | 23 |
| 国債 | 48,543 | 748 | 22 |
| 地方債 | 3,019 | 20 | 0 |
| 社債 | 1,201 | 6 | - |
| その他 | 156,514 | 540 | 1,185 |
| 合計 | 234,020 | 3,490 | 2,258 |

7．保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のらち，当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており，時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものに ついては，当該時価をもつて貸借対照表計上額とするとともに，評価差額を当事業年度の損失として処理（以下，「減損処理」という。）しております。
当事業年度における減損処理額は，371百万円（うち株式 227 百万円，債券 143 百万）であります。 また，時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については，時価が取得原価に比べて $30 \%$ 以上下落している場合や，発行会社の財務状態などを勘案し，減損処理 を行っております。株式及び証券投資信託については，期末日における時価が取得原価に比べて $50 \%$以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか，時価が $30 \%$ 以上 $50 \%$ 未満下落した銘柄につい ては，基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。
（金銭の信託関係）
該当ありません。
（税効果会計関係）
1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は，それぞれ次のとおりであります。繰延税金資産

貸倒引当金•貸出金償却損金算入限度超過額
退職給付引当金損金算入限度超過額
減価償却損金算入限度超過額
有価証券償却損金算入限度超過額
未払賞与損金否認額
その他
繰延税金資産小計
評価性引当額
繰延税金資産合計
繰延税金負債
その他有価証券評価差額金
退職給付信託設定益
固定資産圧縮積立金
その他
繰延税金負債合計
繰延税金負債の純額

5，454 百万円
2，891百万円
744 百万円
896 百万円
419 百万円
2，526 百万円
12，933百万円
$\triangle 2,737$ 百万円
10，195 百万円
$\triangle 23,405$ 百万円
$\triangle 848$ 百万円
$\triangle 303$ 百万円
$\triangle 11$ 百万円
$\triangle 24,568$ 百万円
$\triangle 14,372$ 百万円

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し，平成 28 年 4 月 1 日以後に開始す る事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い，繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の $32.8 \%$ から，平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については $30.7 \%$ に，平成 30 年 4 月 1 日 に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については $30.5 \%$ となります。この税率変更により，繰延税金負債は 790 百万円減少し，法人税等調整額は 428 百万円増加し，繰延ヘッジ損益は 9 百万円減少し， その他有価証券評価差額金は1，227百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 290 百万円減少し，土地再評価差額金は同額増加しております。
（企業結合等関係）
連結注記表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため，注記を省略しております。

## （1株当たり情報）

1 株当たりの純資産額 867 円 18 銭
1 株当たりの当期純利益金額 41円34銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 41 円 15 銭

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は，1株当たりの純資産額，1株当 たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上，期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1 株当たりの純資産額の算定上控除した当該自己株式の期末株式数は 2,299 千株であります。
1 株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上控除した当該自己株式 の期中平均株式数は 2,011 千株であります。

第205期 $\quad\left[\begin{array}{l}\text { 平成 } 27 \text { 年 } 4 \text { 月 } 1 \text { 日明 } \\ \text { 平成 } 28 \text { 年 } 3 \text { 月 } 31 \text { 日まで }\end{array}\right] \quad$ 連結株主資本等変動計算書

|  | 株 |  | 資 | 本 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 32，776 | 18， 652 | 181， 980 | $\triangle 2,929$ | 230， 480 |
| 当 期 変 動 額 |  |  |  |  |  |
| 剰 余 金 の配 当 |  |  | $\triangle 2,931$ |  | $\triangle 2,931$ |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 |  |  | 14，467 |  | 14， 467 |
| 自己株式の取得 |  |  |  | $\triangle 7,978$ | $\triangle 7,978$ |
| 自己株式の処分 |  | 835 |  | 4，130 | 4， 965 |
| 土地再評価差額金の取崩 |  |  | 67 |  | 67 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |  | 6，499 |  |  | 6，499 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） |  |  |  |  |  |
| 当 期 変 動 額 合 計 | － | 7，335 | 11，603 | $\triangle 3,848$ | 15， 090 |
| 当 期 末 残 高 | 32，776 | 25，987 | 193， 584 | $\triangle 6,777$ | 245，571 |


|  | その他の包括利益累計額 |  |  |  |  | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |  |  |  |
| 当 期 首 残 高 | 70，748 | $\triangle 397$ | 6，709 | $\triangle 3,360$ | 73， 700 | 403 | 27， 229 | 331， 814 |
| 当 期 変 動 額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 剰 余 金 の配当 |  |  |  |  |  |  |  | $\triangle 2,931$ |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 |  |  |  |  |  |  |  | 14，467 |
| 自己株式の取得 |  |  |  |  |  |  |  | $\triangle 7,978$ |
| 自己株式の処分 |  |  |  |  |  |  |  | 4， 965 |
| 土地再評価差額金の取崩 |  |  |  |  |  |  |  | 67 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |  |  |  |  |  |  |  | 6，499 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額（純額） | $\triangle 13,746$ | $\triangle 25$ | 222 | $\triangle 1,062$ | $\triangle 14,612$ | 104 | $\triangle 12,714$ | $\triangle 27,221$ |
| 当 期 変 動 額 合 計 | $\triangle 13,746$ | $\triangle 25$ | 222 | $\triangle 1,062$ | $\triangle 14,612$ | 104 | $\triangle 12,714$ | $\triangle 12,130$ |
| 当 期 末 残 高 | 57， 002 | $\triangle 422$ | 6，931 | $\triangle 4,423$ | 59， 088 | 508 | 14，515 | 319， 683 |

## 連結注記表

## 連結計算書類の作成方針

子会社，子法人等及び関連法人等の定義は，銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいておりま す。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1．連結の範囲に関する事項
（1）連結される子会社及び子法人等 7 社
第四リース株式会社，第四コンピューターサービス株式会社
第四信用保証株式会社，第四ジェーシービーカード株式会社，だいし経営コンサルティング株式会社
第四ディーシーカード株式会社，第四証券株式会社
（2）非連結の子会社及び子法人等 3 社
投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド 2 号」
投資事業有限責任組合「だいし食品産業活性化ファンド」
投資事業有限責任組合「だいし食•農成長応援ファンド」
非連結の子法人等は，その資産，経常収益，当期純損益（持分に見合う額），利益剰余金（持分に見
合ら額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて，連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため，連結の範囲か ら除外しております。
2．持分法の適用に関する事項
（1）持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。
（2）持分法適用の関連法人等
（3）持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等該当ありません。

投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド 2 号」
投資事業有限責任組合「だいし食品産業活性化ファンド」
投資事業有限責任組合「だいし食•農成長応援ファンド」
持分法非適用の非連結の子法人等は，当期純損益（持分に見合ら額），利益剰余金（持分に見合ら額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合ら額）等からみて，持分法の対象から除いても，連結計算書類 に重要な影響を与えないため，持分法の対象から除いております。
（4）持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
3．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3 月末日 7 社
4．開示対象特別目的会社に関する事項
該当ありません。
5．会計方針に関する事項
（1）商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は，時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
（2）有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は，満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法），その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定），ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお，その他有価証券の評価差額については，全部純資産直入法により処理しております。
（3）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は，時価法により行っております。
（4）固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は，主として定率法を採用しております。
また，主な耐用年数は次のとおりであります。

| 建 物 | 10 年～50年 |
| :--- | ---: |
| その他 | 2 年～20年 |

②無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は，定額法により償却しております。なお，自社利用のソフトウェアについては，当行並び に連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は， リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお，残存価額については，リース契約上 に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし，それ以外のものは零としております。
（5）貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は，予め定めている償却•引当基準に則り，次のとおり計上しております。
破産，特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下，「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下，「実質破綻先」という。）に係る債権については，以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から，担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額 を控除し，その残額を計上しております。また，現在は経営破綻の状況にないが，今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下，「破綻懸念先」という。）に係る債権については，債権額から，担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し，その残額のうち，債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については，過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し ております。
すべての債権は，資産の自己査定基準に基づき，営業関連部署が資産査定を実施し，当該部署から独立し た資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお，破綻先及び実質破綻先に対する担保•保証付債権等については，債権額から担保の評価額及び保証 による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており， その金額は 12,163 百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は，一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要 と認めた額を，貸倒懸念債権等特定の債権については，個別に回収可能性を勘案し，回収不能見込額をそ れぞれ計上しております。
（6）役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は，役員への賞与の支払いに備えるため，役員に対する賞与の支給見込額のうち，当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
（7）役員退職慰労引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は，役員への退職慰労金の支払いに備えるため，役員に対する退職慰労金の支給見積額のらち，当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上 しております。
（8）睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は，負債計上を中止した預金について，預金者からの払戻請求に備えるため，将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
（9）偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は，他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し，将来発生する可能性のあ る損失を見積り，必要と認められる額を計上しております。
（10）特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は，証券業を営む連結子会社における金融商品取引責任準備金であり，証券先物取引等 に関して生じた事故による損失の補填に充てるため，金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところに より算出した額を計上しております。
（11）退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は給付算定式基準によっております。また，過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のと おりであります。
過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を，それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお，一部の連結される子会社及び子法人等は，退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に，退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
（12）外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は，連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
（13）リース取引の収益•費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益•費用の計上基準については，リース料受取時に売上高と売上原価 を計上する方法によっております。
（14）重要なヘッジ会計の方法
（鍂利リスク・ヘッジ
当行の金融資産•負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は，「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成14年2月13日。以下，「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっており ます。ヘッジ有効性評価の方法については，相場変動を相殺するヘッジについて，ヘッジ対象となる預金
－貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し
評価しております。また，キャッシュ・フローを固定するヘッジについては，ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
（口）為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産•負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は，「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日。以下，「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジに よっております。ヘッジ有効性評価の方法については，外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺す る目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし，ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
なお，一部の資産•負債については，繰延ヘッジ，あるいは金利スワップの特例処理を行っております。連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。
（15）消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下，「消費税等」という。）の会計処理は，税抜方式によっております。ただし，有形固定資産に係る控除対象外消費税等は，当連結会計年度の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下，「企業結合会計基準」 という。），「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下，「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下，
「事業分離等会計基準」という。）等を，当連結会計年度から適用し，支配が継続している場合の子会社及 び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに，取得関連費用を発生 した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また，当連結会計年度の期首以後実施さ れる企業結合については，暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて，当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については，企業結合会計基準第58－2項（4），連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第 $57-4$ 項（4）に定める経過的な取扱いに従っており，当連結会計年度の期首時点から将来にわたつて適用しております。
この結果，当連結会計年度の経常利益は41百万円，税金等調整前当期純利益は6，499百万円それぞれ
減少しております。また，当連結会計年度末の資本剰余金が6，499百万円増加しております。
なお，1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## 追加情報

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）
（1）取引の概要
当行は，平成 27 年 11 月 13 日より従業員への福利厚生を目的として，従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

当制度は，「第四銀行職員持株会」（以下，「持株会」）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティ ブ・プランです。当制度では，当行が信託銀行に「第四銀行職員持株会専用信託」（以下，「従持信託」）を設定し，従持信託は，その設定後 5 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得しま す。その後は，従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに，信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には，当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお，当行は，従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をする ことになるため，当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し，信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入残債がある場合は，保証契約に基づき，当行が当該残債を弁済するこ とになります。
（2）信託が保有する自社の株式
信託に残存する当行株式を，信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により，純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は 1,319 百万円，2，299 千株であります。
（3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
1，346百万円

## 注記事項

（連結貸借対照表関係）
1．関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）618百万円
2．無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が，「有価証券」中の国債に 10， 029 百万円含まれております
3．貸出金のらち，破綻先債権額は 1 ， 328 百万円，延滞債権額は 51,516 百万円であります。
なお，破綻先債権とは，元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下，「未収利息不計上貸出金」という。）のうち，法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であ ります。
また，延滞債権とは，未収利息不計上貸出金であって，破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図る ことを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4．貸出金のうち， 3 カ月以上延滞債権額は 150 百万円であります。
なお， 3 力月以上延滞債権とは，元本又は利息の支払が，約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5．貸出金のらち，貸出条件緩和債権額は 4,220 百万円であります。
なお，貸出条件緩和債権とは，債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払猶予，元本の返済猶予，債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権，延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6．破綻先債権額，延滞債権額，3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 57,216 百万円であり ます。
なお，上記 3 ．から 6 。に掲げた債権額は，貸倒引当金控除前の金額であります。
7．手形割引は，「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 平成 14 年 2 月 13 日）に基づき金融取引として処理しております。こ れにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は，売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが，その額面金額は，14，726百万円であります。
8．担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 504，795百万円
担保資産に対応する債務預金

73， 601 百万円
債券貸借取引受入担保金
192， 047 百万円
借用金
184， 507 百万円
上記のほか，為替決済，短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として，商品有価証券 20 百万円及び有価証券 37， 546 百万円を差し入れております。

また，その他資産には，金融商品等差入担保金 1,879 百万円及び保証金 1,118 百万円が含まれております。

9．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は，顧客からの融資実行の申し出を受けた場合 に，契約上規定された条件について違反がない限り，一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約 であります。これらの契約に係る融資未実行残高は，1，150， 071 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが $1,119,677$ 百万円あります。 なお，これらの契約の多くは，融資実行されずに終了するものであるため，融資未実行残高そのものが必 ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではあ りません。これらの契約の多くには，金融情勢の変化，債権の保全及びその他相当の事由があるときは，当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をする ことができる旨の条項が付けられております。また，契約時において必要に応じて不動産•有価証券等の担保を徴求するほか，契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等 を把握し，必要に応じて契約の見直し，与信保全上の措置等を講じております。
10 ．土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき，当行の事業用の土地の再評価を行い，評価差額については，当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し，これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

平成 10 年 3 月 31 日
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて（奥行価格補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 15,966 百万円
11 。有形固定資産の減価償却累計額 72，709百万円
12 ．有形固定資産の圧縮記帳額 7，552 百万円（当連結会計年度圧縮記帳額 872 百万円）
13 ．「有価証券」中の社債のうち，有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 64,170 百万円であります。
（連結損益計算書関係）
1．「その他の経常収益」には株式等売却益 3 ， 137 百万円を含んでおります。
2．「その他の経常費用」には，貸出金償却 787 百万円及び株式等売却損 1,940 百万円を含んでおります。
3．当連結会計年度において，以下の資産グループについて減損損失を計上しております。
新潟県内

| 区分 | 営業用 |
| :--- | :--- |
| 主な用途 | 営業用店舗等 9 件 |
| 種類 | 土地建物等 |
| 減損損失 | 110 百万円 |
| 区分 | 所有 |
| 主な用途 | 遊休資産等 8 件 |
| 種類 | 土地建物等 |
| 減損損失 | 8 百万円 |

これらの営業用店舗等は，営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により，帳簿価額を回収可能価額まで減額し，当該減少額を減損損失額（119百万円）として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングの方針は，次のとおりであります。管理会計上の最小区分である営業店単位で原則グルーピングを行っております。また，処分予定資産及び遊休資産等につきましては，各資産単位でグ ルーピングを行っております。銀行全体に関連する資産である本部，事務センター及び厚生施設等につきま しては，共用資産としております。
減損損失を計上した連結子会社についても，当行と同様の方法によりグルーピングを行っております。
なお，当連結会計年度の資産グループの回収可能価額は正味売却価額としており，主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。
（連結株主資本等変動計算書関係）
1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
（単位：千株）

|  | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘 要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 発行済株式 |  |  |  |  |  |
| 普通株式 | 357， 353 | － | － | 357， 353 |  |
| 合 計 | 357， 353 | － | － | 357， 353 |  |
| 自己株式 |  |  |  |  |  |
| 普通株式 | 8，603 | 16， 077 | 9，947 | 14， 733 | 注 $1 \cdot 2 \cdot 3$ |
| 合 計 | 8，603 | 16，077 | 9，947 | 14，733 |  |

（注）1．普通株式の自己株式の当連結会計年度期首株式数には，職員持株会専用信託が保有する当行株式 1， 950 千株が含まれております。
2．普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には，職員持株会専用信託が保有する当行株式 2，299千株が含まれております。
3．普通株式の自己株式の増加の内訳は次のとおりであります。
取締役会決議による自己株式の取得による増加 13，450 千株
職員持株会専用信託による当行株式の取得による増加
2， 569 千株
単元未満株式の買取請求による増加
普通株式の自己株式の減少の内訳は次のとおりであります。

連結子会社の完全子会社化に伴ら株式交換による減少
職員持株会専用信託による当行株式の売却による減少
ストック・オプションの権利行使による譲渡
7， 644 千株
2， 220 千株
79 千株
単元未満株式の買増請求等による減少 3 千株

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権 の目的とな る株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） |  |  |  | 当連結会計年度末残高 （百万円） | 摘要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 |  |  |
| 当行 | $\begin{aligned} & \text { ストック・オ } \\ & \text { プションとし } \end{aligned}$ <br> ての新株予約権 | － |  |  |  |  | 508 |  |
|  | 合 計 | － |  |  |  |  | 508 |  |

3．配当に関する事項
（1）当連結会計年度中の配当金支払額

| （決議） | 株式の <br> 種類 | 配当金の <br> 総額（注） | 1 株当たり <br> 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 平成 27 年 6 月 24 日 <br> 定時株主総会 | 普通株式 | 1,402 百万円 | 4 円 00 銭 | 平成 27 年 3 月 31 日 | 平成 27 年 6 月 25 日 |
| 平成 27 年 11 月 13 日 <br> 取締役会 | 普通株式 | 1,529 百万円 | 4 円 50 銭 | 平成 27 年 9 月 30 日 | 平成 27 年 12 月 7 日 |
| 合計 |  | 2,931 百万円 |  |  |  |

（注）配当金の総額には，職員持株会専用信託に対する配当金（平成 27 年 6 月 24 日定時株主総会 7 百万円，平成 27 年 11 月 13 日取締役会 7 百万円）を含めております。
（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のらち，配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの平成 28 年 6 月 24 日開催の定時株主総会の議案として，普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案し
ております。
（1）配当金の総額
（2） 1 株当たり配当額
（3）基準日
（4）効力発生日

1，552百万円 注
4 円 50 銭
平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年 6 月 27 日

なお，配当原資は，利益剰余金とする予定としております。
（注）配当金の総額には，職員持株会専用信託に対する配当金 10 百万円を含めております。

連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については，記載を省略しております。
1．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品に対する取組方針
当行グループは，銀行業を営む当行を中心にリース業，証券業などの金融サービスに係る事業を行って おります。主として預金•譲渡性預金により調達した資金を貸出金•有価証券により運用を行っておりま す。このように，主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため，金利変動による不利 な影響が生じないように，当行では，資産及び負債の総合管理（ALM）を行っております。その一環と してデリバティブ取引も行っております。

また，当行及び一部の連結子会社では，有価証券のトレーディングを行っております。
（2）金融商品の内容及びそのリスク
当行グループが保有する金融資産は，主として貸出金であり，取引先の倒産や財務状況の悪化等により，貸出金などの元本や利息の回収が困難となる信用リスクに晒されております。有価証券は，主に株式，債券，投資信託及び組合出資金であり，満期保有目的，純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか，商品有価証券は債券であり，売買目的で保有しております。これらは，それぞれ発行体の信用リスク及び国内外の金利，有価証券等の価格，外国為替相場等の市場要因が変動することによって，当行グループの保有する資産価値が減少して損失を被る市場リスクに晒されております。

また，資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期せぬ資金流出，または市場の混乱により市場取引がで きなくなることにより，資金不足を招く可能性があります。また，この場合通常よりも著しく不利な価格 での取引を余儀なくされる場合があり，損失が発生し業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当行では，デリバティブ取引は取引先の金利や為替に係るリスクヘッジのニーズに対応するため，金利 スワップ取引並びに為替予約•通貨オプション等を行っているほか，A L M の一環でバンキング業務にお ける金利リスクのコントロール並びに銀行業務の資金過不足の調整と資金流動性の安定的確保を目的とし て金利スワップ取引•通貨スワップ取引等を行っております。また，当行の収益力•経営体力に応じた範囲内でのトレーディング収益の追求を目的として債券先物取引等を行っております。リスクヘッジ目的の デリバティブ取引については「ヘッジ会計」を適用しております。ヘッジ有効性の評価は，ヘッジ取引管理に関する運用基準に定められた許容リスク量の範囲内にヘッジ手段となるデリバティブ取引のリスク量 が収まっており，ヘッジ対象のリスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証しております。
（3）金融商品に係るリスク管理体制
（1）信用リスクの管理
当行は，信用リスク管理に関する基本事項を定めた「信用リスク管理規程」に基づき，信用リスクを適切に運営•管理しております。体制面では，信用リスクの管理部署である融資統括部及び経営監理部 が，信用リスク管理に関する諸規程の整備や分析•評価•改善活動の企画•運営を行っております。

また，営業推進部門から完全に分離した審査部門では，厳正な融資審査を実施し問題債権を適切に管理しているほか，全行を挙げた取り組みである取引先に対する経営改善支援活動などによっても，資産 の健全化を図っております。

貸出金等の信用格付•自己査定については，営業店と本部部門による二段階の査定体制により，厳正 に実施しております。更に監査部門による監査では，信用格付•自己査定の適切性•妥当性を検証して おります。

当行では信用リスク管理の高度化に向け信用格付制度の整備•充実に取り組んでおります。また，信用リスクの定量化（注）を行い，自己資本に見合った信用リスクリミットの設定等を行っております。
（注）信用リスクの定量化とは，与信ポートフォリオが内包する信用リスク量を，統計的手法を用いて数値化•推計することであります。
（2）市場リスクの管理
当行は，リスク量を適正規模に調整し，安定的な収益を確保するため，A L M 運営方針を年度ごとに定め，その方針に従って市場部門のリスク限度額や損失限度額などを決定しております。また，A LM委員会を毎月開催し，リスク管理に係る重要事項を審議しているほか，市場部門において重要な事態が発生した場合には速やかに経営に報告する体制としております。

市場取引の運営に当たつては，取引執行部署（市場運用部）•事務処理部署（市場運用部証券事務管理室•国際部）•市場リスク管理部署（経営監理部）を分離し，更に，監査部署が監査を実施するなど牽制機能を発揮出来る体制を構築しております。

また，金融市場の変化に伴うリスクを，迅速かつ適切に把握•分析するため，バリュー・アット・リ スク（VaR）を日次で計測しております。
（3）流動性リスクの管理
当行は，「流動性リスク管理規程」にリスク管理方法を定め，状況に応じ的確にコントロールしており ます。特に資金繰りについては金融機関の根源的なリスクと捉え，堅固な経営体質を維持し，お客さま

や金融市場からの信認を得ることが流動性リスク管理の基本と認識した上で，資金繰り管理部署である市場運用部が，資金繰り管理を適切に実施すると共に，流動性リスク管理部署である経営監理部がモニ タリングを行い，円滑な資金繰りの確保に努めております。

また，不測の事態が生じた場合の調達手段等の対応策を定めております。

当行グループでは，上記の金融商品に含まれるリスクを含む当行グループのリスク管理に係る基本的な方針と体制を定めた「グループリスク管理要領」に基づき，当行においてグループ全体のリスク管理を行 い，グループ会社に係るリスク管理は各社が行うこととしております。当行は，各グループ会社ごとのリ スク管理状況を把握のらえ，各社のリスク管理体制が十分に機能しているか監視し，不十分な場合は改善取組み等を提言することとしております。当行のリスク統括部署である経営監理部及び当行の各個別リス クの所管部署が必要に応じてグループ会社から報告等を求め，把握したリスク状況を取締役会または常務会に報告し，取締役会または常務会は，リスク状況報告によるリスク情報にもとづき，必要な措置等を決定し，リスク統括部署およびリスク所管部署へ対応を指示し，リスク統括部署およびリスク所管部署は， その指示にもとづき対処し，監視のうえ，その後のリスク状況を取締役会または常務会へ適宜報告する体制としております。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には，市場価格に基づく価額のほか，市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため，異なる前提条件等に よった場合，当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額は，次のとおりであります。 なお，時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は，次表には含めておりません（（注2）参照）。
（単位：百万円）

|  | 連結貸借対照表 <br> 計上額 | 時 | 価 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | 差 額（※1）

（※ 1 ）差額欄は評価損益を記載しております。
（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※3）その他資産•負債に計上しているデリバティブ取引及び金利スワップの特例処理を採用している取引 を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権•債務は純額で表示しており，合計で正味の債務となる項目については，（ ）で表示しております。
（注1）金融商品の時価の算定方法
資 産
（1）現金預け金
満期のない預け金については，時価は帳簿価額と近似していることから，当該帳簿価額を時価とし ております。また，満期のある預け金については，約定期間が短期間（1 年以内）であり，時価は帳簿価額と近似していることから，当該帳簿価額を時価としております。
（2）有価証券
株式は取引所の価格，債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値，又は取引金融機関から提示さ れた価格等によっております。投資信託は，取引所の価格，公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映するため，発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り，時価は帳簿価額と近似していることから，当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは私募債の種類及び内部格付，期間に基づく区分ごとに，元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料を加味して時価を算定しております。

なお，保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については，「（有価証券関係）」に記載しており ます。
（3）貸出金
貸出金のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映するため，貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り，時価は帳簿価額（一般貸倒引当金控除前）と近似していることから，当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは，貸出金の種類及び内部格付，期間に基 づく区分ごとに，元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率ま たは同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお，約定期間が短期間（1 年以内）のものは，時価は帳簿価額（一般貸倒引当金控除前）と近似しているこ とから，当該帳簿価額を時価としております。
また，破綻先，実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については，見積将来キャッシュ・フロ ーの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため，時価 は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似 しており，当該価額を時価としております。
貸出金のうち，当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により，返済期限を設けていないも のについては，返済見込み期間及び金利条件等から，時価は帳簿価額（一般貸倒引当金控除前）と近似しているものと想定されるため，当該帳簿価額を時価としております。

## 負 債

（1）預金，及び（2）譲渡性預金
要求払預金については，連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしており ます。また，定期性預金及び譲渡性預金の時価は，一定の期間ごとに区分して，将来のキャッシュ・ フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は，新規に預金を受け入れる際に使用 する利率を用いております。なお，預入期間が短期間（1 年以内）のものは，時価は帳簿価額と近似 していることから，当該帳簿価額を時価としております。
（3）債券貸借取引受入担保金
約定期間が短期間（1 年以内）であり，時価は帳簿価額と近似していることから，当該帳簿価額を時価としております。
（4）借用金
借用金のうち，変動金利によるものは，短期間で市場金利を反映し，また，当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから，時価は帳簿価額と近似 していると考えられるため，当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは，一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお，約定期間が短期間（1 年以内）のものは，時価は帳簿価額と近似 していることから，当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引
デリバティブ取引は，金利関連取引（金利オプション，金利スワップ等），通貨関連取引（通貨オプシ ョン，通貨スワップ等）であり，取引所の価格，割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。
（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであ り，金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。
（単位：百万円）

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
| :---: | ---: |
| （1）非上場株式（※ 1，2） | 2,796 |
| （2）組合出資金等（※ 3） | 1,097 |
| 合 計 | 3,894 |

（※1）非上場株式については，市場価格がなく，時価を把握することが極めて困難と認められる ことから時価開示の対象とはしておりません。
（※2）当連結会計年度において，非上場株式について 51 百万円減損処理を行なっております。
（※3）組合出資金のうち，組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認めら れるもので構成されているものについては，時価開示の対象とはしておりません。なお，組合出資金等には，「その他資産」中の一部が含まれております。
（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

|  | 1年以内 | 1 年超 3 年以内 | 3 年超 <br> 5年以内 | 5年超 7 年以内 | 7 年超 10年以内 | 10年超 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 預け金 | 412， 369 | － | － | － | － | － |
| 有価証券 | 236， 385 | 459， 228 | 571， 694 | 151， 594 | 153， 721 | 1，614 |
| 満期保有目的の債券 | 1，621 | 9， 453 | 40， 434 | 26， 089 | － | － |
| その他有価証券のらち満期があるもの | 234， 763 | 449， 775 | 531， 260 | 125， 505 | 153， 721 | 1，614 |
| 貸出金（※） | 396， 102 | 608， 367 | 545， 230 | 243， 260 | 278， 022 | 473， 383 |
| 合 計 | 1，044， 857 | 1，067，595 | 1，116， 924 | 394， 855 | 431， 744 | 474， 998 |

（※）貸出金のうち，破綻先，実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等，償還予定額が見込めない 52,845百万円，期間の定めのないもの 353 ， 398 百万円は含めておりません。
（注 4）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

|  | 1年以内 | 1 年超 3 年以内 | $\begin{aligned} & 3 \text { 年超 } \\ & 5 \text { 年以内 } \end{aligned}$ | 5年超 7 年以内 | 7 年超 10 年以内 | 10年超 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 預金（※） | 4，001， 128 | 314， 087 | 23， 522 | 4， 024 | 3， 076 | － |
| 譲渡性預金 | 198， 597 | 600 | － | － | － | － |
| 債券貸借取引受入担保金 | 192， 047 | － | － | － | － | － |
| 借用金 | 14，576 | 63，333 | 118， 460 | 519 | 149 | 26 |
| 合 計 | 4，406， 350 | 378， 021 | 141， 983 | 4，543 | 3，226 | 26 |

（※）預金のうち，要求払預金については，「 1 年以内」に含めて開示しております。
（有価証券関係）
連結貸借対照表の「有価証券」のほか，「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれてお ります。

1．売買目的有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 当連結会計年度の損益に含ま <br> れた評価差額（百万円） |
| :--- | :--- |
| 売買目的有価証券 |  |

2．満期保有目的の債券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 種類 | 連結貸借対照表計上額（百万円） | $\begin{gathered} \text { 時価 } \\ \text { (百万円) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 差額 } \\ \text { (百万円) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 72，093 | 76，622 | 4， 529 |
|  | 社債 | 5，153 | 5，221 | 68 |
|  | 小計 | 77， 246 | 81， 843 | 4，597 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | － | － | － |
|  | 社債 | 430 | 424 | $\triangle 5$ |
|  | 小計 | 430 | 424 | $\triangle 5$ |
| 合計 |  | 77，676 | 82， 268 | 4， 591 |

3．その他有価証券（平成 28 年 3 月 31 日現在）

|  | 種類 | 連結貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価 （百万円） | $\begin{gathered} \hline \text { 差額 } \\ \text { (百万円) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 95，593 | 49，677 | 45，915 |
|  | 債券 | 1，143，123 | 1，112， 271 | 30， 852 |
|  | 国債 | 815， 094 | 792， 122 | 22，971 |
|  | 地方債 | 159， 940 | 155， 011 | 4，929 |
|  | 社債 | 168， 088 | 165， 137 | 2，951 |
|  | その他 | 355， 118 | 343， 234 | 11，884 |
|  | 小計 | 1，593， 835 | 1，505， 182 | 88，652 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 16，775 | 19，639 | $\triangle 2,863$ |
|  | 債券 | 16，796 | 16，997 | $\triangle 200$ |
|  | 国債 | － | － | － |
|  | 地方債 | 5，726 | 5，727 | $\triangle 0$ |
|  | 社債 | 11，069 | 11，270 | $\triangle 200$ |
|  | その他 | 78，994 | 80， 983 | $\triangle 1,989$ |
|  | 小計 | 112，566 | 117，620 | $\triangle 5,053$ |
| 合計 |  | 1，706， 402 | 1，622， 802 | 83，599 |

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

|  | 売却原価（百万円） | 売却額（百万円） | 売却損益（百万円） |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| 国債 | 4,005 | 4,008 | 3 |

## （売却の理由）

連結子会社である第四信用保証株式会社の資金運用方針の変更
なお，当連結会計年度において，同社の保有する満期保有目的の債券を全額売却しているため，「6．保有目的を変更した有価証券」に記載のとおり，これに伴う有価証券の保有目的の変更はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

|  | 売却額 <br> （百万円） | 売却益の合計額 <br> （百万円） | 売却損の合計額 <br> （百万円） |
| :--- | ---: | ---: | ---: |
| 株式 | 25,816 | 2,719 | 1,049 |
| 債券 | 52,764 | 775 | 23 |
| 国債 | 48,543 | 748 | 22 |
| 地方債 | 3,019 | 20 | 0 |
| 社債 | 1,201 | 6 | - |
| その他 | 156,514 | 540 | 1,185 |
| 合計 | 235,096 | 4,034 | 2,258 |

6 。保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7．減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち，当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており，時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められな いものについては，当該時価をもつて連結貸借対照表計上額とするとともに，評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下，「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は371百万円（らち株式 227 百万円及び債券 143 百万円）であります。
また，時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券について は，時価が取得原価に比べて $30 \%$ 以上下落している場合や，発行会社の財務状態などを勘案し，減損処理 を行っております。株式及び証券投資信託については，期末日における時価が取得原価に比べて $50 \%$ 以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか，時価が $30 \%$ 以上 $50 \%$ 未満下落した銘柄については，基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っ ております。
（金銭の信託関係）
該当ありません。
（ストック・オプション等関係）
1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名営業経費 125 百万円

2．ストック・オプションの内容，規模及びその変動状況
（1）ストック・オプションの内容

|  | $\begin{gathered} \text { 平成 } 22 \text { 年 } \\ \text { ストック・オプ } \\ \text { ション } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 平成 } 23 \text { 年 } \\ \text { ストック・オプ } \\ \text { ション } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 平成 } 24 \text { 年 } \\ \text { ストック・オプ } \\ \text { ション } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 平成 } 25 \text { 年 } \\ \text { ストック・オプ } \\ \text { ション } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 平成 } 26 \text { 年 } \\ \text { ストック・オプ } \\ \text { ション } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 平成 } 27 \text { 年 } \\ \text { ストック・オプ } \\ \text { ション } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行取締役 9名， <br> 当行執行役員 8 名 | 当行取締役 8名， <br> 当行執行役員 10 名 | 当行取締役 7名， <br> 当行執行役員 9名 | 当行取締役 8名， <br> 当行執行役員 8 名 | 当行取締役 8名， <br> 当行執行役員 7 名 | 当行取締役 8名， <br> 当行執行役員 7 名 |
| 株式の種類別 のストック・オプショ ンの数（注） | 当行普通株式 465， 400 株 | 当行普通株式 606， 600 株 | 当行普通株式 597， 600 株 | 当行普通株式 423， 900 株 | 当行普通株式 329， 800 株 | 当行普通株式 249， 100 株 |
| 付与日 | 平成 22 年 7 月 27 日 | 平成 23 年 7 月 28 日 | 平成 24 年 7 月 30 日 | 平成 25 年 7 月 30 日 | 平成 26 年 7 月 30 日 | 平成 27 年 7 月 30 日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件 は定めていな い | 権利確定条件 は定めていな い | 権利確定条件 は定めていな い | 権利確定条件 は定めていな い | 権利確定条件 は定めていな い | 権利確定条件 は定めていな い |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間 は定めていな い | 対象勤務期間 は定めていな い | 対象勤務期間 は定めていな い | 対象勤務期間 は定めていな い | 対象勤務期間 は定めていな い | 対象勤務期間 は定めていな い |
| 権利行使期間 | 平成 22 年 7 月 28日～平成52年7月27日 | 平成 23 年 7 月 29日～平成 53年7月28日 | 平成 24 年 7 月 31日～平成 54年7月30日 | 平成 25 年 7 月 31日～平成 55年7月30日 | 平成 26 年 7 月 31日～平成 56年7月30日 | 平成 27 年 7 月 31日～平成57年7月30日 |

（注）株式数に換算して記載しております。
（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況
（1）ストック・オプションの数

|  | 平成 22 年 <br> ストック・ <br> オプション | 平成 23 年 <br> ストック・ <br> オプション | 平成 24 年 <br> ストック・ <br> オプション | 平成 25 年 <br> ストック・ <br> オプション | 平成 26 年 <br> ストック・ <br> オプション | 平成 27 年 <br> ストック・ <br> オプション |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 権利確定前（株） |  |  |  |  |  |  |
| 前連結会計年度末 | 178,400 | 294,900 | 424,100 | 341,700 | 329,800 | - |
| 付与 | - | - | - | - | - | 249,100 |
| 失効 | - | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | 22,300 | 25,000 | 17,600 | 14,300 | - |
| 末確定残 | 178,400 | 272,600 | 399,100 | 324,100 | 315,500 | 249,100 |
| 権利確定後（株） |  |  |  |  |  |  |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | 22,300 | 25,000 | 17,600 | 14,300 | - |
| 権利行使 | - | 22,300 | 25,000 | 17,600 | 14,300 | - |
| 失効 | - | - | - | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - | - | - | - |

（2）単価情報

|  | $\begin{aligned} & \text { 平成 } 22 \text { 年 } \\ & \text { ストック・ } \\ & \text { オプション } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } 23 \text { 年 } \\ & \text { ストック・ } \\ & \text { オプション } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } 24 \text { 年 } \\ & \text { ストック・ } \\ & \text { オプション } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } 25 \text { 年 } \\ & \text { ストック・ } \\ & \text { オプション } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } 26 \text { 年 } \\ & \text { ストック・ } \\ & \text { オプション } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 平成 } 27 \text { 年 } \\ & \text { ストック・ } \\ & \text { オプション } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 権利行使価格（円） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 行使時平均株価（円） | 524 | 524 | 524 | 524 | 524 | － |
| 付与日における公正 な評価単価（円） | 286 | 236 | 211 | 300 | 369 | 511 |

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当連結会計年度において付与された平成 27 年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。
（1）使用した評価技法 ブラック・ショールズ方式
（2）主な基礎数値及び見積方法

|  | 平成 27年ストック・オプション |
| :--- | ---: |
| 株価变動性（注 1 ） | $25.96 \%$ |
| 予想残存期間（注 2） | 2 年 0 カ月 |
| 予想配当（注 3） | 8 円／株 |
| 無リスク利子率（注 4） | $0.002 \%$ |

（注）1．予想残存期間 2 年 0 カ月に対応する期間（平成 25 年 7 月 30 日から平成 27 年 7 月 29 日まで）の株価実績に基づき算定しております。
2．過去 10 年間に退任した役員の在任期間をベースに，現在の在任役員の退任までの期間を職位ご とに算出し，その平均値を予想残存期間としております。
3．平成 27 年 3 月期の配当実績であります。
4．予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため，実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## （賃貸等不動産関係）

記載すべき重要なものはありません。

## （税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し，平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い，繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の $32.8 \%$ から，平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については $30.7 \%$ に，平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については $30.5 \%$ となります。
この税率変更により，繰延税金資産は 18 百万円減少し，繰延税金負債は 800 百万円減少し，法人税等調整額は 435 百万円増加し，繰延ヘッジ損益は9百万円減少し，その他有価証券評価差額金は1，321百万円増加し，退職給付に係る調整累計額は101百万円減少し，非支配株主持分は 8 百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は 290 百万円減少し，土地再評価差額金は同額増加しております。
（1株当たり情報）
1 株当たりの純資産額 889 円 20 銭
1 株当たりの当期純利益金額 42円04銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 41 円 84 銭

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は，1株当たりの純資産額， 1 株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上，期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1 株当たりの純資産額の算定上控除した当該自己株式の期末株式数は 2，299 千株であります。
1 株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上，控除した当該自己株式の期中平均株式数は 2,011 千株であります。

「会計方針の変更」に記載のとおり，企業結合会計基準等を適用し，企業結合会計基準第 $58-2$ 項（4），連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており，当連結会計年度の期首時点から将来にわたつて適用しております。

この結果，当連結会計年度の 1 株当たりの当期純利益金額は18円88銭減少しております。また，潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額は 18 円 80 銭減少しております。
なお，1株当たりの純資産額に影響はありません。

1．当行と連結子会社による株式交換
当行及び当行連結子会社の新潟証券株式会社（以下「新潟証券」といいます。）は，平成27年10月1日を効力発生日として，当行を完全親会社，新潟証券を完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり，その概要は以下のとおりです。
（1）取引の概要
①結合当事企業の名称及びその事業の内容 名 称 新潟証券株式会社事業の内容 証 券 業
（2）企業結合日
（3）企業結合の法的形式
（4）結合後企業の名称

平成 27 年 10 月 1 日
当行を完全親会社，新潟証券を完全子会社とする株式交換平成27年10月1日より第四証券株式会社へ商号変更を行いました。
（5）その他取引の概要に関する事項
金融商品の高度化，お客さまのニーズの多様化などにグループ一体となって適時•的確に対応し，意思決定を一層迅速化することを目的としております。
（2）実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき，共通支配下の取引等のらち，非支配株主との取引として処理しております。
（3）子会社株式の追加取得に関する事項
（1）取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 企業結合日に交付した当行の普通株式の時価 4，296百万円
取得原価
4，296百万円
（2）株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数
（イ）株式の種類別の交換比率 当行普通株式 1 株 ：新潟証券普通株式 3.7 株
（注）新潟証券普通株式 1 株に対して，当行の普通株式3．7株を割当交付
（ロ）交換比率の算定方法
株式交換比率の算定にあたって，当行は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。） を，また新潟証券は株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ」 といいます。）を，株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしまし た。

野村證券は，当行については市場株価平均法による分析を行い，新潟証券については類似会社比較法及び配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による分析を行い，これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。三菱UFJは，当行については市場株価平均法に よる分析を行い，新潟証券については類似会社比較法及びDDM法による分析を行い，これらを総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

これらの算定結果を参考に，当事者間で協議し株式交換比率を決定いたしました。
（八）交付株式数 7，644 千株
（4）非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項
（1）変動要因
非支配株主から取得した子会社株式の取得原価が非支配株主持分の減少額を下回ったことによる ものであります。
（2）非支配株主との取引によって増加した資本剰余金 2 ，107百万円

2．連結子会社による自己株式の取得
当行の連結子会社である第四信用保証株式会社は，平成28年3月31日付で，同社が発行する普通株式を取得 いたしました。当該取得は共通支配下の取引等であり，その概要は以下のとおりです。
（1）取引の概要
①結合当事企業の名称及びその事業の内容

| 名 称 | 第四信用保証株式会社 |
| :--- | :--- |
| 事業の内容 | 信用保証業 |

（2）企業結合日
平成28年3月31日
（3）企業結合の法的形式
当行連結子会社及び非支配株主からの株式取得
（4）結合後企業の名称名称に変更はありません。
（5）その他取引の概要に関する事項 グループとしての連携を一層強固にし，多様化，高度化している顧客ニーズに対応しつつ，経営のガバ ナンスと迅速性，柔軟性を更に強化することで連結収益力およびグループ企業価値を高めることを目的 としております。
（2）実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき，共通支配下の取引等のらち，非支配株主との取引として処理しております。
（3）子会社株式の追加取得に関する事項
取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金預け金 2，977百万円
取得原価 2，977百万円
（4）非支配株主との取引に係る親会社の持分変動に関する事項
（1）変動要因
非支配株主から取得した子会社株式の取得原価が非支配株主持分の減少額を下回ったことによるも のであります。
（2）非支配株主との取引によって増加した資本剰余金 4，392百万円


[^0]:    単体•連結の「株主資本等変動計算書」および「注記表」につきましては，法令および定款第 16 条の規定にもとづき，インターネット上の当行ホームページ （http：／／www．daishi－bank．co．jp／）に掲載することにより，株主の皆さまに提供しております。

